

指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定介護老人福祉施設の設備の基準)

第2条 条例第5条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - ウ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。
 - ウ 必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (6) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。

2 指定介護老人福祉施設の廊下の幅は、1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とする。

(電子情報処理組織を使用する方法等)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの
 - ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第6条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法
- (2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

(入所者に負担させることが適当と認められる費用)

第4条 条例第13条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 居住に要する費用（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理容又は美容に係る費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービス（条例第3条第2項に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第13条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

（サービス担当者会議の開催等を行う場合）

第5条 条例第16条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（入浴又は清拭^{しき}）

第6条 条例第17条第2項の規定による入浴又は清拭^{しき}は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

（計画担当介護支援専門員の職務）

第7条 条例第27条の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（条例第11条第3項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画（条例第11条第7項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を確保すること。
- (5) 条例第15条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録すること。
- (6) 条例第38条第2項の苦情の内容等を記録すること。
- (7) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）第35条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（施設の運営についての重要事項）

第8条 条例第28条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用についての留意事項

- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(感染症の予防等のための措置)

第9条 条例第32条第2項第1号の感染症の予防等のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催するものとする。

(記録の整備)

第10条 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第12条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第15条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (4) 条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (6) 省令第35条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準)

第11条 条例第45条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (2) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えること。
 - ウ 必要に応じて臨床検査設備を設けること。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設(条例第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の廊下の幅は、1.8メートル(中廊下の幅にあっては、2.7メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な通行に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル(中廊下の幅にあっては、1.8メートル)以上とすることができる。

(入居者に負担させることが適当と認められる費用)

第12条 条例第46条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わりユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理容又は美容に係る費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第46条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の運営についての重要事項)

第13条 条例第51条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニット(条例第43条に規定するユニットをいう。以下同じ。)の数及びユニットごとの入居定員

- (5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用についての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(準用)

第14条 第3条、第5条、第7条、第9条及び第10条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第5号及び第10条第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第7条第6号及び第10条第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第38条第2項」と、第7条第7号及び第10条第6号中「第35条第3項」とあるのは「第49条において準用する省令第35条第3項」と、同条第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第12条第2項」と、同条第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する条例第24条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以前から存する特別養護老人ホームの建物については、第2条第1項第6号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 平成30年3月31日までの間に病院の一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。）又は療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により指定介護老人福祉施設を開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第2条第1項第6号アの規定にかかわらず、食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 4 平成30年3月31日までの間に診療所の一般病床又は療養病床の転換（診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により指定介護老人福祉施設を開設する場合は、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、第2条第1項第6号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - (2) 食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 5 平成30年3月31日までの間に病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）により指定介護老人福祉施設を開設する場合は、第2条第2項及び第11条第2項の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル（中廊下の幅にあつては、1.6メートル）以上とする。

- 6 第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「居住費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）」とする。
- 7 第12条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「居住費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）」とする。
- 8 条例附則第7項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設（次項において「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）の浴室及び医務室は、ユニット部分（条例附則第8項に規定するユニット部分をいう。以下同じ。）の入居者及びユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 9 条例附則第15項の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
 - (4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
 - (5) ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (7) 施設の利用についての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
- 10 第3条、第5条、第7条、第9条及び第10条の規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第5号及び第10条第3号中「第15条第5項」とあるのは「第15条第5項及び第47条第7項」と、第7条第6号及び第10条第5号中「第38条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第38条第2項」と、第7条第7号中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号。以下「省令」という。）第35条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号。以下「省令」という。）第61条において準用する省令第35条第3項」と、第10条第2号中「第12条第2項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第12条第2項」と、同条第4号中「第24条」とあるのは「附則第18項において準用する条例第24条」と、同条第6号中「第35条第3項」とあるのは「第61条において準用する省令第35条第3項」と読み替えるものとする。